

NEWS RELEASE

株式会社岡三証券グループ（コード 8609）
上場取引所：東証・名証（市場第一部）

代表者：取締役社長 新芝 宏之
住 所：東京都中央区日本橋 1-17-6



平成 29 年 5 月 17 日

各 位

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の条件変更に関するお知らせ

当社は平成 29 年 5 月 17 日開催の取締役会において、過去に株式報酬型ストックオプションとして発行した新株予約権の行使条件を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

当社の株式報酬型ストックオプション制度について、子会社において執行役員制度を導入することに伴い、新株予約権の行使条件の一部を以下のとおり変更するものであります。

2. 行使条件を変更する新株予約権

- ① 株式会社岡三証券グループ 第 1 回新株予約権（2015 年）
（平成 27 年 6 月 26 日開催の取締役会決議）
- ② 株式会社岡三証券グループ 第 2 回新株予約権（2016 年）
（平成 28 年 6 月 29 日開催の取締役会決議）

3. 変更内容（新株予約権発行要項）

変更箇所には下線を付しております。

株式会社岡三証券グループ 第 1 回新株予約権（2015 年）、第 2 回新株予約権（2016 年）

現行条件	変更後条件
新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、 <u>当社又は当社子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役（当社子会社の取締役が当該子会社の監査役に就任する場合には、当該監査役）の地位を喪失した日の翌日から 10 日（10 日目が休日になる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</u>	新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、 <u>当社の取締役および岡三証券株式会社の取締役、執行役員および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日（10 日目が休日になる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</u>

4. 効力発生日

変更の効力発生日は、平成 29 年 5 月 17 日といたします。

以 上

本件に関するお問い合わせは、グループ広報部 田中（03-3275-8248）までお願いいたします。